

○川辺町建設工事事後審査型制限付き一般競争入札要領

平成23年2月4日

訓令乙第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)について、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型制限付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事及び入札参加資格要件の決定)

第2条 事後審査型入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、1件の工事設計金額が3,500万円以上のものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、指名競争入札の方法によることができる。

2 事後審査型入札に参加することのできる者の事業所の所在地その他当該工事の施工に必要な資格要件は、川辺町指名業者選定委員会の審議を経て決定する。

(入札公告)

第3条 事後審査型入札においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)に、川辺町契約規則(昭和44年川辺町規則第38号)第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書(様式第1号。以下「参加申請書」という。)の提出方法及び提出場所
- (2) 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)及び入札参加資格確認に必要な書類(以下「確認申請書等」という。)の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法

(入札参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる資格(以下「入札参加資格」という。)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 川辺町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 川辺町が発注する建設工事に対応する建設業法第27条の23に規定する経営事項審査

による評定の総合数値が入札案件ごとに定める数値以上であること。

- (4) 対象工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者が適正であること。
- (5) 川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領(平成20年川辺町訓令乙第1号)に基づく入札参加資格停止の期間中でないこと。
- (6) 個別の工事に応じて必要と認める資格があること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係にある以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

イ 人的関係にある以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア、イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(入札参加申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申請書を、公告の記載にしたがって町長に提出するものとする。

(開札)

第6条 事後審査型入札においては、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、かつ、第9条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

(入札執行の中止)

第7条 応札者の数が2者に満たない場合は入札の執行は中止するものとする。

(確認申請書等の提出)

第8条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に入札公告に示す確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日(川辺町の休日を定める条例(平成元年川辺町条例第13号)第1条第1項に規定する町の休日(以下「町の休日」という。)を除く。)以内に持参により提出するものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第9条 事業担当課は、前条第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、入札公告に示す入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して3日(町の休日を除く。)以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書(様式第3号)により取りまとめるものとする。

(落札決定の通知等)

第10条 入札執行者は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を直ちに通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日(町の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、入札に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年2月4日から施行する。

附 則(令和4年10月1日訓令乙第4号)

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和6年1月10日訓令乙第1号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条、第5条関係)

事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

川 辺 町 長 様

申 請 者
所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日公告の下記建設工事に係る事後審査型制限付き一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 仕様書番号及び工事名

仕様書番号

工 事 名

2. 入札参加資格

(1) 登録番号

※川辺町で登録されている番号を記入ください。

(2) 業 種

(3) 総合評点通知書の
総合評点値(P)

_____ 点

様式第2号(第3条、第8条関係)

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

川 辺 町 長 様

申 請 者
所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

工事に係る事後審査型制限付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 関係書類

- (1)直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(写し)
- (2)配置予定技術者の資格証等の写し及び工事経歴

様式第3号(第9条関係)

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書

1. 審査対象者

2. 審査対象工事

(1)仕様書番号 _____

(2)工事名 _____ 工事

(3)工事場所 川辺町 _____ 地内

(4)工期 契約締結日から _____ 年 月 日

3. 制限付き一般競争入札に参加できる者の参加資格(第4条第1号から第6号関係)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

4. 審査結果

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

川 辺 町 長

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日付けで申請のありました事後審査型制限付き一般競争入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適合と認められましたので通知します。

1. 入札公告日
2. 仕様書番号
3. 工 事 名
4. 工事場所
5. 不適合となった理由

(注意)

この通知に疑義がある場合は、川辺町建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札要領第10条第3項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日(町の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができます。